

和光大学附属梅根記念図書・情報館資料収集方針

2015年9月16日

図書・情報館運営会議承認

1. 理念

和光大学附属梅根記念図書・情報館（以下、図書・情報館）は、図書等の資料の収集・整理・提供等を通じて、和光大学学則に「教育基本法の精神に則り、学問・芸術の理念と応用とを研究・享受すると共に、豊かな人間性の上に人文的、社会的教養と新時代の知見・技術とが調和し統一した人間の育成をはかり、以て社会の発展と文化の進展に寄与することを目的」と明記された本学の教育理念を具現化し、教育・研究および自主的学習を支援することを使命とする。

また、知的文化財としての学術資料の収集と共有化は、大学図書館の社会的使命であり、蓄積された資料が知の基盤となるよう、長期的展望にたった蔵書構築に努めなければならない。

上記の目標達成をたえず志向し、以下の通り収集方針に必要な事項を定める。

2. 基本方針

- (1) 本学の教育・研究に資する基本資料を、長期的展望に立ち、広く体系的に収集する。
- (2) あわせて、本学としての、特色ある資料群の形成に努める。
- (3) 学部・学科等の構成やカリキュラム、学問研究の動向、および蔵書構成上のバランスに留意する。
- (4) 利用者のニーズや利用状況を考慮する。
- (5) 資料の保存・廃棄について留意する。
- (6) 必要な予算の確保とその効果的な運用に留意する。
- (7) 共同利用や分担収集を含め、学内外諸機関との調整を考慮する。
- (8) 資料収集の最終選択権と責任は図書・情報館長が有する。
- (9) この方針の改訂は、図書・情報館運営会議に諮った上で館長が決定する。

3. 資料の収集

- (1) 各学科のカリキュラムに関連した学術書を中心とし、学際分野や教養書なども広く収集する。講義要目で指定された図書も収集する。
- (2) 資料選定基準にそって、新刊書のほか古書も収集の対象とする。
- (3) 重複する資料は原則として収集しないが、利用状況等を勘案し、複数を用意することが必要な場合は、複本を備える。
- (4) 実用書・娯楽書・まんが等は原則的に収集しないが、教育・研究等に必要な場合は収集の対象とする。
- (5) 図書・雑誌などの紙媒体資料のほか、電子資料、視聴覚資料など異種媒体資料の収集を図る。
- (6) 雑誌等逐次刊行物については、定期的に選定資料の見直しを行う。

(7) 「資料選定基準」については、別に定める。

4. 寄贈資料

資料の寄贈については、図書・情報館の蔵書構成と資料の特色を考慮し、特色ある資料群の充実と学術資料の補完を目的に受入する。

その際には、蔵書の体系性・関連性や資料保管スペース等も勘案し、受入の可否を慎重に判断する。

また、複本を避けつつ、学術上必要な資料を受入することを原則とする。

「寄贈資料受入基準」については、別に定める。

5. 資料の保存・廃棄

備品として登録した資料は原則として除籍しない。

ただし、破損・汚損がはなはだしい資料、所在不明の資料、必要以外の複本、新しい媒体によって代替利用可能な資料等は、除籍することができる。

「資料保存・廃棄基準」については、別に定める。

6. 貴重資料

図書・情報館として、貴重資料を収集することができる。貴重資料として指定されたものは別置する。

「貴重資料取扱基準」については、別に定める。

以上